

社會醫學 並 統計

結核豫防法略説

内務省衛生局

法學士 池田 清 志

結核ノ數字

結核ト國力

法定結核ノ範圍

醫師ノ指示義務

消毒其ノ他ノ豫防方法ノ施行

(一)醫師ノ指示ヲ受ケタル者

(二)行政官廳

(三)行政官廳ノ命令ヲ受ケタル者

結核豫防上ニ於ケル行政官廳ノ權能

(一)健康診斷施行

(二)職業從事禁止

(三)客ノ參集ヲ目的トスル場所ニ付一定事項ノ制限、施設下命等

(四)物件ノ移轉制限又ハ廢棄等

(五)建物ノ使用制限又ハ禁止

(六)消毒其ノ他ノ豫防方法ノ施行又ハ施行下命

(七)結核療養所ノ設置下命

(八)結核患者ノ強制收容

結核療養施設

(一)命令結核療養所

(二)助成結核療養所

(三)其ノ他ノ結核療養施設

結核患者ノ收容

(一)命令結核療養所ニ於ケル患者收容

(イ)強制收容

(ロ)委託收容

(ハ)許諾收容

(二)助成結核療養所ニ於ケル患者收容

(三)其ノ他ノ結核療養施設ニ於ケル患者收容

費用負擔

(一)結核患者收容施設ニ於ケル費用負擔

(イ)命令結核療養所ニ於ケル

(ロ)助成結核療養所ニ於ケル

(ハ)其ノ他ノ結核療養施設ニ於ケル

(二)入所費用

(イ)強制收容ニ於ケル

(ロ)委託收容ニ於ケル

(ハ)許諾收容ニ於ケル

(三)健康診斷施行又ハ物件廢棄ニ要スル費用

(四)補償金

(五)生活費補給

(六)結核療養所關係以外ノ國庫補助

官公署及官公立學校等ニ關スル特別規定

結核豫防國策ノ綱領(結ビニ代ヘテ)

(一)結核患者ヲ發見スルコト

(二)結核患者ノ收容施設及其ノ他ノ施設ヲ擴張スルコト

(三)人的機關ノ擴充ヲ圖ルコト

(四)確實豐富ナル財源ヲ發見スルコト

結核ノ數字

我が國ニ於テ、尊キ人命ヲ奪フコトノ最モ多イ疾病ハ結核デアル。

昭和6年ノ國民死因統計ノ示ストコロニ依レバ、左表ノ如ク、結核ハ其ノ第三位ヲ占ムルコトニナツテキル。

病 類 別	死亡實數	人口1萬ニ對スル死亡比例
下痢及腸炎	140,062	21.8
肺炎及氣管支肺炎	129,380	19.8
結 核	121,875	18.6

コ、ニ結核トシテ集計サレテキルモノハ、肺結

核腦膜及中樞神經系ノ結核及其ノ他ノ結核デア
ル。明確ニ結核死亡トシテノ届出數ハ前掲ノ如
クデアルケレドモ、結核死亡デアリナガラ、他
ノ死因トシテ届出デラレタモノガ多イデアラウ
コトガ想像サレルノデアル。

即チ前述ノ肺炎及氣管支肺炎ノ中一モ相當數ノ
結核死亡ガ算入セラレテアルデアラウ外一、同
統計中ノ次ノ病類ノ中ニモ、多數ノ結核ガ含マ
ル、コトハ明カデアル。

類別	死亡實數	人口1萬ニ對 スル死亡比例
肋膜炎	17,677	2.7
急性氣管支炎	15,247	2.3
慢性氣管支炎	15,117	2.3
其ノ他ノ呼吸 器ノ疾患	32,695	5.0

故ニコレヲ總合スレバ、結核ハ優ニ死因統計中
ノ首位ヲ占ムルモノト思惟セラル、ノデアル。
實際、結核トシテ統計セラレテキル死亡實數モ
昭和7年ニ於テハ11萬9196デアツテ、死亡約
117萬ノ一割強ニ相當スルノデアル。コノ結核
死亡ヲ人口ト對比シテミルト、昭和7年ニ於テ
人口1萬中18.6人ハ結核ニ因ツテ死亡スルコ
ト、ナツテキルノデアル。

コレヲ外國ニ於ケル結核死亡ノ狀況ニ比照スル

結核ノ國力

結核菌ハ身體ノ何レノ部位モコレヲ侵蝕スルノ
デアル。肺結核及喉頭結核ハ、結核中、最モ病
毒傳播ノ甚ダシイモノト思惟セラレテキルノデ
アルケレドモ、コノ外ニモ尙、粟粒結核、腸結
核、痔結核、皮膚結核等恐ルベキモノガ多クア
ルノデアル。是等ノ結核菌ハ同種ノモノデアツ
テ、若シ、腸結核ノ菌ガ肺ノ組織ヲ侵蝕スルニ
至ルトキハ、コレ肺結核デアルノデアル。
結核ハ其ノ流行スル地域ニ何等ノ制限ガナイ。

一、左表ノ如ク、白耳義、丁抹、獨逸、英蘭及
ウエルス、スコットランド、北米合衆國、和蘭等
ニ於テハ、何レモ人口1萬中、結核ニ因ル死亡ハ
10人未滿デアリ、チエッコスロバキア、佛蘭西、
諾威、西班牙、瑞西等ニ於テハ、同ジク18人未滿
デアルニ拘ハラズ我が國ノ夫レハ18.6人デアル。

國名	年次	人口1萬ニ對 スル死亡比例
白耳義	1929	9.23
チエッコスロバキア	„	17.91
丁抹	„	7.4
佛蘭西	„	16.66
獨逸	„	8.7
諾威	„	15.65
西班牙	„	13.62
瑞典	„	13.12
瑞西	„	12.55
英蘭及ウエルス	„	9.32
スコットランド	„	9.4
北米合衆國	„	7.4
和蘭	„	8.62
伊太利	1927	14.3
日本	1929 1930	19.6 18.6

コノ表ニ依ツテ、我が國ニ、如何ニ、結核ガ多
イカトイフコトハ、云ハズシテ明カデアル。

熱帶トイハズ、寒帶トイハズ、都市トイハズ、
又僻陬地トイハズ、何レノ地域ニ於テモ、結核
ハ其ノ猛威ヲ逞ウスルノデアル。殊ニ農漁山村
等、未ダ結核ノ侵入ノナカツタ地域ハ、結核ノ
處女地トモ云ハルベキモノデアツテ、一たび、
斯カル地域ニ結核ガ侵入センカ、忽チニシテ蔓
延シ多數其ノ犠牲トナルノ事例ハ、能クコレヲ
目撃スルノデアル。參考ノタメ次ニ統計ヲ掲ゲ
テ置ク。

年次	人口十萬以上ノ市		其ノ他ノ市町村		全 國	
	死亡實數	人口一萬ニ對スル 結核死亡率	死亡實數	人口一萬ニ對スル 結核死亡率	死亡實數	人口一萬ニ對スル 結核死亡率
昭和4年	25,665	25.1	97,825	18.6	122,490	19.6
同 5年	25,170	24.6	94,465	17.4	119,633	17.8
同 6年	28,681	25.0	93,294	17.4	121,875	18.6

結核ハ又國民ノ中堅青少年期ニアル男女ノ生命ヲ最モ多ク奪フコトヲ次表ハ明示シテキル。

年 齡	死亡實數	當該年齡級ノ人口1萬ニ對スル結核死亡
0—4	4,751	5.75
5—9	3,740	5.40
10—14	6,973	10.35
15—19	24,849	42.22
20—24	24,473	48.36
25—29	16,187	36.84
30—34	9,936	26.74
35—39	6,495	18.83
40—44	5,436	16.87
以下略		

前ニ略述スル如ク、結核ハ其ノ流行スル地域ニ制限ナク、農漁山村ニ入ルトキニ於テハ、殊ニ其ノ猛威ヲ逞ウスルモノデアリ、其ノ侵ス年齢ニ於テ、中堅青少年期ニ在ル者ニ於テ最モ多イトスレバ、國家トシテハコ、ニ最モ考慮ヲ要スルノデアル。國民中、中堅年齢期ニアル者が最モ多ク結核ニ侵サル、トキハ、延イテハ國家ノ戰闘力ノ根源ヲ侵蝕シ、又國家ノ生産力ノ源泉ヲ涸渴セシムルノ虞ガアルノデアル。國家ガ戰闘力ノ根幹ヲ侵蝕サレ又其ノ生産力ノ源泉ヲ涸渴セシメラレルコトハ、コレ國力ノ盛衰、國運ノ消長ニ重大ナル關係ヲ有スルモノデアル。

法定結核ノ範圍

結核豫防法ハ法律上結核トシテ取扱フ範圍ヲ限定シテキル。即チ結核豫防法ニ於テ「結核ト稱スルハ肺結核又ハ喉頭結核ニシテ病毒傳播ノ危険アルモノヲ謂フ」ノデアル(第1條)。コレハ醫學上結核ト稱セラル、モノヨリ其ノ範圍ガ狭イノデアル。

結核菌ハ人體ノ殆ンド全部位ヲ侵蝕スルノデアル。其ノ侵蝕スル部位ニ依ツテ醫學上、肺結核、喉頭結核、痔結核、皮膚結核、腎臟結核、粟粒結核等ト細分セラレテキル。是等ハ何レモ同種ノ菌デアツテコレヲ區別スベキ理由ハナイノデアツテ均シク結核ト稱セラルベキモノデアルケレドモ、結核豫防法ハ是等ノ全部ヲ結核トシテ取扱

國家ガヨク其ノ勢力ヲ進展セシムルタメニハ、其ノ國民精神ニシテ旺盛デアラチバナラス。國民精神ガ旺盛ナルタメニハ、須ラク其ノ國民ノ健康ガ强健デナケレバナラス。國民ノ健康ガ増進シテ國民精神ガ揚リ以テ國家ノ隆昌ヲ來セル事例及コレト反對ニ、國民ノ健康ガ衰退シテ國民精神ガ頽廢シ以テ國家ノ衰亡ニ終ツタ事例ハ、歐米ノ歴史ガコレヲ雄辯ニ物語ツテキル。サレバ、國家トシテ國民ノ健康ヲ保持増進スルコトハ、國家ノ存立乃至國運ノ隆昌ノ最根柢ヲ爲スモノデアツテ、繁榮ヲ求ムル國家ノ寸時モコレヲ等閑視スベキデハナイノデアル。故ニ國家ハ、國民ノ健康ヲ傷害スルモノハ全力ヲ擧ゲテコレガ除去ニ努メチバナラス。

國民ノ健康ヲ傷害スル最大ノ原因ハ疾病デアアル。コ、ニ於テ、國家ハ疾病ヲ未然ニ豫防シ既然ニ撲滅スルコトニ努ムベキデアル。

國民ノ健康ヲ傷害スル疾病中前述ノ如ク、結核ハ其ノ數ニ於テ最モ多ク、又地域、年齢ニ於テ最モ憂慮スベキモノデアアル。サレバ結核ノ豫防撲滅ニ付テハ國家ハ最モ慎重デアラネバナラス。若シ其ノ對策ヲ誤ルニ於テハ、結核ニ因ツテ亡國ヲ來ストイフモ誤謬デハナイノデアル。

ツテキナイノデアル。法律上ニ於テハ是等ノ中病毒傳播ノ危険アル程度ニ充進セル肺結核及喉頭結核ノミヲ結核トシテキルノデアル。コレガ即チ法定結核デアアル。サレバ法定結核ハ醫學上ニ於ケル結核ニ比シ其範圍ガ甚ダ狭小デアアル。他ノ豫防法規ニ於テモ傳染病豫防法ノ如キ、花柳病豫防法ノ如キ、寄生蟲病豫防法ノ如キ、法律上ニ於ケル病ノ範圍ヲ法定シテキルモノモアルケレドモ、是等ハ何レモ多數ノ異病種ノ疾病ヲ便宜上一ツノ法律ノ下ニ統合シテ同一ノ豫防方策ヲ施行セントスルタメニスルモノデアツテ、結核豫防法ノ如ク同病種中ニ於テ更ニ制限スルノ立法例ハナイ。又「トラホーム」豫防法ニ

於テモ、癩豫防法ニ於テモ、精神病者監護法ニ於テモ、「トラホーム」が何デアルカ、癩が何デアルカ、精神病が何デアルカハ醫學ノ決定スルトコロニコレヲ委シテキル。

結核豫防法ニ於テモ第1條ヲ削除シ結核ノ何タルヤヲ醫學ノ決定スルトコロニ委スベシト謂フ

醫師ノ指示義務

結核デアルカ否カハ醫師ノ診斷ニ俟タナケレバコレヲ知ルコトガ出來ナイ。結核デアルニ拘ハラズ患家又ハ關係者ノ間ニ於テ結核デハナイト信ジ普通ノ疾病デアル如ク處遇スルガ如キコトガアル場合ハ、タメニ結核ノ傳播ヲ招來スル虞ガ甚ダ多ク結核豫防上甚ダ遺憾ノコトデアル。サレバ結核豫防法ハ左ノ如ク醫師ニ對シ結核患者ヲ診斷シ又ハ其ノ死體ヲ檢案シタル場合ニ其ノ關係者ニ特ニ一定ノ指示ヲ爲ス義務ヲ命ジテキル。

結核豫防法第2條 醫師結核患者ヲ診斷シ又ハ其ノ死體ヲ檢案シタルトキハ患者ノ場合ニ在リテハ患者又ハ其ノ居住ノ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者、死體ノ場合ニ在リテハ死體所在ノ場所ノ管理ヲ爲ス者又ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ命令ノ定ムル所ニ依リ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示スベシ(第1項)

醫師ノ指示スベキ消毒其ノ他ノ豫防方法ハ結核豫防法施行規則第1條ガコレヲ規定シテキル。

結核豫防法施行規則第1條 結核豫防法第1條第1項ノ規定ニ依リ醫師ノ指示スベキ消毒其ノ他ノ豫防方法ハ左ノ各號及第6條ノ規定ニ準據スベシ

- 1、唾痰ハ唾壺、布片、紙片、又ハ下水、便池其ノ他病毒傳播ノ危険ナキ場所ノ外ニ喀出セサルコト
- 2、唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄シ唾痰ノ附著シタル布片、紙片ハ之ヲ消

改正ノ議ガ保健調査會ヲ初メ其ノ他ノ方面ニテ提唱セラレテキルコトハ學理上然ルベキコトデアリ、又結核ノ豫防行政上效果的ノモノデアルト思惟セラレル。結核豫防法ノ改正ニ際シテハ結核ノ法定定義ヲ撤廢スルコトハ重要ナル改正要綱ノ一ツトナルデアラウ。

毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト

- 3、咳嗽、噴嚏ノ際ハ成ルヘク布片、紙片等ニテ口鼻ヲ覆フコト
- 4、患者ノ食器、手拭、寢具等ハ専用トシ衣服、寢具ハ時々日光ニ曝スコト
- 5、患者ノ居室ハ採光換氣ニ注意シ掃除ハ濕布ヲ以テ拭淨スル等塵埃ノ飛散ヲ防クコト
- 6、患者ノ常用シタル衣服、寢具、書籍其ノ他ノ物件ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシメムトスルトキハ消毒スルコト
- 7、患者居室又ハ住家ヲ轉シタルトキハ其ノ使用シタル居室又ハ住家ニシテ必要ト認ムル場所ヲ消毒スルコト
- 8、患者死亡シタルトキハ其ノ使用シタル居室、衣服、寢具、書籍其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルコト

醫師ガコノ指示義務ニ違反シタルトキハ科料ニ處セラレルノデアル(結核豫防法第14條)。

(注意) 科料—10 錢以上 20 圓未滿 (刑法第10條)

コ、ニーツノ問題ガアル。結核ノ届出制度ガ即チ夫レデアル。醫師ガ結核ト診斷シタルトキコレヲ一定ノ機關ニ届出デルコトハ結核患者發見ノ一ツノ方法デアツテ結核豫防上最モ緊要ノ事柄デアル。傳染病豫防法ニ於テ、癩豫防法ニ於テ醫師ノ届出義務ヲ法定シテキルノハ各該病ノ豫防撲滅ノ徹底ヲ期スル一方策トシテキルノデアル。現行結核豫防法ハ醫師ノ届出制度ヲ定ムルトコロハナイケレドモ、將來必ズ實現セテバナラヌ問題ノ一ツデアルト思惟スル。

消毒其ノ他ノ豫防方法ノ施行

結核ハ其ノ病毒ノ傳播ヲ防壓スルニ非ザレバ其

ノ撲滅ヲ期スルコトヲ得ナイ。結核病毒ノ傳播

ヲ防過スルニハ其ノ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ充分ニ施行セテバナラス。コノコトハ法律ノ強制ヲ要スルマデモナク、各人が自ラコレヲ行フバデアアルケレドモ、結核豫防法ハ消毒其ノ他ノ豫防方法ノ施行ヲ結核豫防上重要ナル一ツノ事項トシテ規定ヲ有シテキル。

結核豫防法ニ依レバ消毒其ノ他ノ豫防方法ノ施行ヲ爲ス者ヲ三種ニ分ケルコトが出来ル。其ノ一ハ醫師ノ指示ヲ受ケタル者デアリ、其ノ二ハ行政官廳デアリ其ノ三ハ行政官廳ヨリ命令ヲ受ケタル者デアリ。

(1) 醫師ノ指示ヲ受ケタル者。醫師ガ結核患者ヲ診断シ又ハ其ノ死體ヲ検案シタルトキハ、前述ノ如ク、「患者ノ場合ニ在リテハ患者又ハ其ノ居住ノ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者、死體ノ場合ニ在リテハ死體所在ノ場所ノ管理ヲ爲ス者又ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ」消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示セテバナラスノデアリガ(結核豫防法第二條第一項)、コノ「指示ヲ受ケタル者ハ其ノ指示ニ從ヒ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ

行ハチバナラスノデアリ(同法第二條第二項)。

醫師ノ指示ヲ受ケナガラ其ノ指示ニ從ツテ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ施行セス者ハ科料ニ處セラレル(同法第十四條)。

(2) 行政官廳。「行政官廳ハ結核患者又ハ其ノ死者アリタル場所ニ付家屋物件ノ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ施行」「スルコトヲ得」ルノデアリ(同法第三條)。コ、ニ所謂「行政官廳ノ職務ハ警察署長又ハ警察分署長」ガコレヲ行フノデアリ(同法施行規則第八條)、コレニ要スル費用ハ道府縣ニ於テコレヲ負擔スベキデアリ。

(3) 行政官廳ノ命令ヲ受ケタル者。前述ノ如ク、行政官廳ハ結核患者又ハ其ノ死者ノ所在シタル場所ニ付イテ家屋物件ノ消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ自ラ行フコトヲ得ルト共ニ、「又ハ其ノ施行ヲ患者又ハ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ命ズルコトヲ得ル」ノデアリ(同法第三條)。コノ命令ヲ受ケタ者ハ科料ヲ以テ其ノ義務ノ履行ヲ強要セラレテキル(同法第十四條)。

結核豫防上ニ於ケル行政官廳ノ權能

結核豫防上ニ於ケル行政官廳ノ權能ヲ結核豫防法ニ依ツテ大別スル

- (1) 健康診断施行
- (2) 職業従事禁止
- (3) 客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ付一定事項ノ制限又ハ施設下命等
- (4) 物件ノ移轉制限又ハ廢棄等
- (5) 建物ノ使用制限又ハ禁止
- (6) 消毒其ノ他ノ豫防方法ノ施行又ハ施行下命(前述)
- (7) 結核療養所ノ設置下命(後述)
- (8) 結核患者ノ強制收容(後述)

ノ 8 トナル。コノ中(6)ハ既ニコレヲ別項トシテ述べタシ、(7)及(8)ハ後ニ夫々項ヲ更メテ述べバウト思フ。

(1) 健康診断施行。「行政官廳ハ結核豫防上必要ト認ムルトキハ」「業態上病毒傳播ノ虞アル職業

ニ従事スル者又ハ病毒蔓延ノ虞アル場所ニ居住シ若ハ其ノ場所ニ於テ職業ニ従事スル者ニ對シ健康診断ヲ施行スルコト」ヲ得ルノデアリ(同法第四條第一項第一號)。健康診断ハ結核患者發見ノ一ツノ方法デアリ。結核患者ノ發見ガ結核ノ豫防撲滅上甚ダ必要ノコトデアルトスレバ健康診断ノ重要性モ亦コレヲ認メテバナラス。

結核豫防法ニ於テハ健康診断ノ施行ハ甚ダシク制限セラレテキテ國民一般ニ對シテ行フモノデハナイ。即チ業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ従事スル者、病毒蔓延ノ虞アル場所ニ居住スル者若ハ其ノ場所ニ於テ職業ニ従事スル者ニ對シテノミ結核豫防上必要アリト認ムルトキ強制的ニ健康診断ヲ爲シ得ルノデアリ。業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ従事スル者トハ所謂接客業者、飲食物ノ製造、販賣従事者、古本、古着等ノ販賣従事者等デアリ(職業従事禁止ノ節參照)、病毒

蔓延ノ虞アル場所トハ其ノ地形上、地質上、地域上又ハ人口ノ稠密度上等ヨリ判定セラルベキモノデアラウ。

地方長官ニ於テ健康診断ヲ施行スル場合ニコレニ要スル費用ハ北海道地方等又ハ府縣ノ負擔デアアル(同法第四條第三項)。

前述ノ如ク、現行法ニ於テハ健康診断ノ施行ニハ甚ダシイ制限ガアルタメニ其ノ制限ヲ撤廢シ一般ノコレヲ爲シ得ルヤウニ改ムベシトノ議論ガアル。結核豫防ノ徹底上至當ノコトデアアル。結核豫防法ノ改正ニ際シテハコレモ亦一ツノ改正要目トナルノデアラウ。

(2) 職業従事禁止。「行政官廳ハ結核豫防上必要ト認ムルトキハ」「結核患者ニ對シ業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ従事スルヲ禁止スルコト」ヲ得ルノデアアル(同法第四條第一項第二號)。結核病毒ハ接觸又ハ空氣傳染ニ依ツテ傳播スルコトガ最も多イノデアアル。サレバ其ノ業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ結核患者ガ従事スル事ハ結核豫防上最もコレヲ避ケナケレバナラヌコトデアアル。コ、ニ於テ結核豫防法ハ行政官廳ニコノ職業従事禁止ノ權能ヲ與ヘテキルノデアアル。

然ラバ、業態上病毒傳播ノ虞アル職業トハ如何ナルモノデアアルカ又結核患者ノ症狀ハドノ程度ノモノデアアルカ、問題トナツテ來ル。コレ一ツイテハ大正 8 年 10 月 24 日ノ衛生局長ノ依命通牒ガ左ノ如ク解答ヲ與ヘテキル。

(甲) 業態上病毒傳播ノ虞アル職業

- 1、 旅店、下宿屋、貸座敷、料理店、理髮店其ノ他客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ於ケル従業者、産婆、看護婦、鍼灸按摩術業者、藝妓、娼妓、酌婦其ノ他直接客ニ接スル業務ニ従事スルモノ
- 2、 菓子、鮎、煮染、肉、乳其ノ他ノ飲食物ノ製造又ハ販賣ニ直接従事スル者
- 3、 箸、楊杖、糝粉細工等ニ類スモノ、製造又ハ販賣ニ直接従事スル者
- 4、 貸蒲團、貸本、古着其ノ他之ニ類スル物件ノ販賣、授受ノ業務ニ直接従事スル者

(乙) 病症程度

肺結核ニシテ咳嗽、喀痰アリ喀痰中ニ結核菌ヲ證明シ得ルモノ又ハ喉頭結核ニシテ咳嗽頻發スルモノ

(3) 客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ付一定事項ノ制限、施設下命等。「行政官廳ハ結核豫防上必要ト認ムルトキハ」「學校、病院、製造所其ノ他ノ多衆ノ集合スル場所又ハ旅店、料理店、理髮店其ノ他ノ店ノ來集ヲ目的トスル場所ニ付病毒傳播ノ媒介トナルベキ事項ヲ制限シ若ハ禁止シ又ハ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理ヲ爲ス者ニ對シ結核豫防上必要ナル施設ヲ爲サシムルコトヲ得ルノデアアル(同法第四條第一項第三號)。病毒傳播ノ媒介トナルベキ事項ヲ制限シ若ハ禁止スルトハ、例ヘバ、飲食物、寢具等ノ使用ヲ制限シ若ハ禁止スルガ如キコトデアリ、結核豫防上必要ナル施設ヲ爲サシムルトハ、例ヘバ、消毒器具、消毒藥品、又ハ唾壺ノ配置ヲ爲サシムルガ如キデアアル。

多衆ノ集合スル場所又ハ客ノ來集ヲ目的トスル場所ハ付イテ結核豫防上必要ナル施設ニ關シテハ結核豫防法施行規則ガ次ノ如ク規定シテキル。

第二條 學校、病院、製造所又ハ鐵道電車船舶自動車馬車等ノ發着待合所、劇場、寄席、活動寫真館、旅店、下宿店、料理店、理髮店、湯屋其ノ他地方長官ノ指定シタル多衆ノ集合スル場所又ハ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ唾壺ヲ配置スベシ

警察署長又ハ警察分署長ハ前項ノ規定ニ依リ配置シタル唾壺適當ナラズ又ハ其ノ箇數十分ナラズト認ムルトキハ期日ヲ指定シテ其ノ變更又ハ増置ヲ命ズルコトヲ得
唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後ニ非ザレバ之ヲ投棄スルコトヲ得ズ。

第三條 前條ノ場所ニ於テハ唾壺以外ニ唾痰ヲ喀出スルコトヲ得ズ。

第四條 地方長官ノ指定シタル鑛泉場、海水浴場、轉地療養所ニ於ケル旅店ハ左ニ掲ク

ル事項ヲ遵守スヘシ

- 1、 學業ノ用ニ供スル寢具ハ白布ヲ以テ被包スルコト
- 2、 前號ノ白布及貸浴衣ハ使用者ヲ更ムル毎ニ洗滌スルコト
- 3、 結核患者若ハ其ノ疑アル患者ノ宿泊シタル室又ハ使用シタル物件ヲ他人ニ使用セシメムトスルトキハ消毒スルコト

前項ノ規定ハ前項以外ノ旅店及下宿屋、貸座敷其ノ場所ニシテ地方長官ノ指定シタルモノニ之ヲ準用ス。

(4) 物件ノ移轉制限又ハ廢棄等。「行政官廳ハ結核豫防上必要ト認ムルトキハ」「古着、古蒲團、古本、紙屑、襪縷、飲食物其ノ他ノ物件ニシテ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノ、賣買若ハ授受ヲ制限シ若ハ禁止シ其ノ物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ爲サシメ又ハ其ノ物件ノ廢棄ヲ爲スコト」ヲ得ルノデアル(同法第四條第一項第四號)。

結核病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アル物件ガ轉々ト移轉スルコトハ病毒傳播ノ虞ガアルガ故ニ、結核豫防上コレヲ等閑視スルコトハ出來ナイノデアル。コ、ニ於テ結核豫防法ハ該ル物件ノ移轉ヲ制限シ、禁止シ又ハコレヲ消毒若ハ廢棄シテ病毒傳播ノ禍因ヲ絶ツコトヲ考慮シテキルノデアル。物件ノ廢棄ハ行政官廳ハ他ノ者ニ命ジテコレヲ爲サシムルコトモ出來ルノデアルガ又自ラコレガ廢棄ヲ爲スコトモ出來ルノデアル。地方長官ガ物件ノ廢棄ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ費用ハ北海道地方費又ハ府縣ガコレヲ負擔スベキデ

アル(同法第四條第二項)。

以上ニ述ブルトコロノ結核豫防法第四條ノ「行政官廳ノ職務ハ内務大臣又ハ地方長官ノヲ行フ」ノデアリ(同法施行規則第八條第一項)、又同法第四條第一項ノ規定ニ依ル「行政官廳ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ 100 圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處セラレルノデアル(同法第十五條)。

(5) 建物ノ使用制限又ハ禁止。採光、換氣其ノ他ノ關係ニ於テ衛生上不良ナ建物ハ、コレニ於テ居住スルコトモ亦作業スルコトモ結核豫防上甚ダ遺憾デアル。サレバ結核豫防法ハ地方長官ニ對シ結核豫防上必要ト認ムルトキハ該ル衛生上不良ナル建物ノ使用ヲ制限シ又ハ禁止スルノ權能ヲ附與シテキル(同法第五條第一項)。而シテ地方長官ノ不良建物ノ使用制限又ハ禁止ノ命令又ハ處分ニ違反スル者ニ對シテ 100 圓以下ノ罰金又ハ科料ヲ以テ臨ミ以テ其ノ權能ヲ擁護シテキル(同法第十五條)。

シカシ、地方長官ノ不良建物ノ使用制限又ハ禁止ニ依ツテコレヲ受ケタ者ハ損害ヲ蒙ルコトアルベキコトハ明カデアル。結核豫防ノ必要ニ基クモノデアルトハ云ヘ、私人ノ利益ハ可及的ニコレヲ保護セチバナラヌ。結核豫防法ハコレニ想到シ、「制限又ハ禁止ニ因リ生シタル損害ニ對シテハ地方長官必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ補償金ヲ交付ス」ルコト、シテキルノデアル(同法第五條第二項)。而シテコノ補償金ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス」ルコトデアル(同法第五條第二項)。

結核療養施設

結核患者ハコレヲ一定ノ施設ニ收容シテ療養スルコトガ患者ノ療養上又結核ノ豫防上有效ナコトデアル。歐米諸國ニ於テ、今日結核死亡率ヲ減少シ得テキル國ハ早クカラ結核患者ノ收容施設ヲ擴大シ以テ患者ヲ收容療養シテキルノデアル。其ノ實績ニ依リ徵スルニ結核患者ノ收容施設ヲ擴張スルコトハ結核豫防上最モ有效ノ不可缺ノコトデアルコトガ明カトナツテキルノデア

ル。サレバ結核療養所施設ハ結核豫防事業ニ於テ重要ナル役割ヲ演ズルモノデアリ、コレヲ無視シテ結核豫防ノ實績ヲ舉ゲルコトハ不可能デアルト謂フベキデアル。

結核豫防法ノ定ムルトコロニ準據シテ結核療養施設ヲ分ケルト大體三種トナル。其ノ 1 ハ命令結核療養所デアリ、其ノ 2 ハ助成結核療養所デアリ、其ノ 3 ハ其他ノ結核療養施設デアリ。其ノ

1 及其ノ 2 ハ結核豫防法ノ規定スルトコロノモノデアリ其ノ 3 ハ同法ニ規定ナキモノデアル。尙参考ノタメ官公私立ノ結核病床ヲ擧ゲルト次ノ如クデアル。

任意結核療養施設調(昭和9年4月1日現在)
(内務省衛生局)

區 別	官立	公立	私立	計	患者收容 定員
結核療養所	1	19	83	103	7,130
結核病棟ヲ有 スル病醫院	12	12	83	107	2,123
結核病床ヲ有 スル病醫院	2	22	258	282	2,374
合 計	15	53	424	492	11,727

(1) 命令結核療養所。コレハ主務大臣ノ設置命令ニ依リ公共團體ガ設置スル結核療養所デアル。

「主務大臣ハ結核患者ニシテ療養ノ途ナキモノヲ收容セシムル爲、人口5萬以上ノ市又ハ特ニ必要ト認ムル其ノ他ノ公共團體ニ對シテ結核療養所ノ設置ヲ命ズルコトヲ得」ルノデアル(同法第六條)。コ、ニ主務大臣トハ内務大臣ヲ指稱スルノデアリ、結核患者ニシテ療養ノ途ナキモノトハ貧困ニシテ自力ニ依リ療養スルコト能ハザルモノ及自力受療ノ財ノ能力アルモ利用スベキ醫療機關ナキ場合ヲ包含スルノデアリ又公共團體トハ、道府縣、市町村及其ノ他ノ公法人ヲ指スノデアル。法條ノ成文上ハ人口5萬以上ノ市ガ先ヅ擧ゲラレ其ノ他ノ公共團體ガ後ニ並ベテアルノデ、コレヲ解釋スル者ノ中ニハ公共團體中ニ前後ノ區別アル如ク解スル者ガアルカモ知レナイケレドモ、人口5萬以上ノ市ヲ前ニ掲ゲタノハ單ナル例示デアツテ公共團體ヲ二分スルノ趣旨一出デタモノデハナイト思惟スルノデアル。又人口5萬以上ノ市ト揭示サレテキルタメニ其ノ他ノ公共團體ハ市町村ノミヲ指スモノデアツテ道府縣ハ含マレナイモノデアルト解スル者モアルケレドモ決シテ左様デハナク、道府縣トイハズ、市町村トイハズ其ノ他ノ公法人トイハズ公共團體ト謂ハルベキモノハ凡テコレヲ包含スルモノデアル。

主務大臣ハ何レノ公共團體ニ對シテモ結核療養所ノ設置命令ヲ發スルコトガ出來ルノデアル。斯クテ「結核療養所ノ設置ヲ命ゼラレタル公共團體ハ内務大臣ノ認可ヲ得テ療養所ノ位置、設計及其ノ收容人員ヲ定ムベキ」デアリ「其ノ變更ニ付亦同シ」デアル(同法施行規則第七條)。

醫師法ノ改正ニ依リ診療所ノ開設ニツキテハ醫師法及診療所取締規則ニ依ツテ一定ノ手續ヲ要スルコト、ナツタノデアルケレドモ、設置命令ニ依リ結核療養所ハ診療所デハアルケレドモ結核豫防法ノ關係ニ於テ規定スル限度ニ於テハ結核豫防法ノ關係ガ醫師法及診療所取締規則ノ規定ニ優先シテ適用セラレルノデアル。

從來主務大臣ノ設置命令ニ依ツテ設置セラレタ結核療養所ハ比較ノ少數デアル。大正3年肺結核豫防上ニ必要ナル療養所ノ設置竝ニ國庫補助ニ關スル法律(大正3年法律第十六號)ガ發布セラレ數重要都市ニ先ヅ結核療養所ノ創設ヲ見、次イデ大正8年結核豫防法ガ制定セラレ主務大臣ガ公共團體ニ對シテ結核療養所ノ設置ヲ命ズルコトヲ得ルニ至ツタノデアルケレドモ、昭和9年4月1日現在、設置命令ニ依ツテ設置セラレタル結核療養所ハ僅カニ次ノ 23 ヲ數ヘ其ノ病床數ハ 3673 床デアル。

命令結核療養所調(昭和9年4月1日現在)
(内務省衛生局)

名 稱	病 床 數
函館市立柏野療養所	60
東京市療養所	1,170
京都市療養所	200
大阪市立刀根山病院	750
横濱市療養所	160
神戸市立屯田療養所	400
長崎市療養所	60
新潟市立有明療養所	60
宇都宮市療養所	30
名古屋市立入事療養所	224
市立静岡療養所	35
岐阜市療養所	30
金澤市立若松療養所	80

岡山市立半田療養所	45
廣島市立畑賀病院	60
福岡市立屋形原病院	45
旭川市療養所	35
熊本市療養所	60
札幌市療養所	56
敦賀療養所	25
仙臺市療養所	35
滋賀縣立療養所	30
八戸市療養所(青森縣)	23
計	23 3,673

(2) 助成結核療養所。コ、ニ助成結核療養所トイフノハ主務大臣ノ設置命令ニ依ラズシテ公共團體又ハ公益法人ノ設置シタル結核療養所ニシテ國庫ノ補助ヲ受クルモノヲ謂フノデアル。結核豫防法ハ結核患者ノ收容施設トシテハ命令結核療養所ヲ以テ其ノ本原トスル趣旨デアラケレドモ、コレノミニテハ實際上ノ要求ニ應ズルコトノ至難ナルニ鑑ミ、任意ニ設置セラレタ結核療養所中、公共團體又ハ公益法人ノ設置スルモノデアツテ其ノ内容ノ充實シテタルモノハ命令結核療養所ノ足ラザルトコロヲ補フタメ國庫補助ヲ以テコレヲ助成スルノデアル。即チ「國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第六條ノ規定ニ依ラズシテ結核療養所ヲ設置スル公共團體又ハ公益法人ニ對シ其ノ結核療養所ニ關シ公共團體又ハ公益法人ノ支出スル經費ノ二分ノ一以內ヲ補助スルコトヲ得ルノデアル(同法第九條)。

結核療養所ニ關シ國庫補助ヲ受ケ得ルノハ公共團體又ハ公益法人デアル。コレコレノ者ハ結核豫防事業ヲ眞實目ニ遂行スルモノデアルトイフノデアラウ。結核療養所ヲ助成シテ結核病床ノ増加ヲ圖ルコトハ必要デアラケレドモ、其ノ他ノ者ニマデ廣ク國庫補助ノ途ヲ開クトキハ、徒ラニ補助ヲ受ケテコレニ相應スル結核豫防事業ヲ爲サナイ者モ出現スルデアラウ。公共團體トハ前述ノトコロト同ジデアリ、公益法人トハ民法ノ規定ニ依リ設立セラレタル私法人デアツテ其ノ構成體ノ如何ニ依ツテ社團法人及財團法人ニ分カレルノデアル。

助成結核療養所ハ其ノ數少ク本年4月1日現在ニ於テ次ノ療養所シカタク其ノ有スル症床數ハ562床デアル。

助成結核療養所調(昭和9年4月1日現在)
(内務省衛生局)

名稱	病床數
福島縣立回春園	50
東京府立清瀨病院	200
救世軍療養所(東京府)	200
岩手濟生合療養所	40
白山療養所(宮城縣)	72
計	5 562

(3) 其ノ他ノ結核療養施設。命令結核療養所及助成結核療養所ハ共ニ結核豫防法ニ規定スルコロノモノデアルガ、此ノ外ニ尙結核療養施設ノアルコトハ勿論デアル。例ヘバ任意ニ設置スル官公私立ノ結核療養所ノ如キ又ハ官公私立ノ診療所中ニ於ケル結核病棟及結核病床ノ如キガ即チ夫レデアル。コレラガ我が國ノ結核豫防事業ニ其大ナル效顯ヲ致シテキルコトハ疑ノ餘地ヲ有シナイノデアル。ソレラノ結核療養施設ノ増加ヲ圖ルコトハ將來ニ於ケル結核病床増加ノ方策上見逃スルコトノ出來ナイコトデアル。現在ニ於ケルコレラノ結核病床ヲ舉ゲルト次ノ如ノデアル。

國庫補助ヲ受クル結核療養所以外ノ結核療養施設調(昭和8年5月末日現在)
(内務省衛生局)

廳府縣	結核療養所		結核病棟ヲ有スル病院		結核病床ヲ有スル病院	
	數	患者收容定員	數	患者收容定員	數	患者收容定員
北海道	—	—	1	39	13	103
東京	15	691	7	263	42	374
京都	—	—	3	67	5	139
大阪	3	204	2	119	8	86
神奈川	8	584	—	—	28	345
兵庫	7	37	8	86	10	95
長崎	3	53	4	38	1	3
新潟	—	—	4	67	10	50
埼玉	—	—	1	7	21	117
群馬	—	—	3	41	—	—

千葉	—	—	6	96	5	32
茨城	—	—	3	37	1	7
栃木	—	—	—	—	5	63
奈良	—	—	—	—	—	—
三重	1	21	5	165	5	31
愛知	7	875	2	20	2	52
静岡	2	26	6	83	11	80
山梨	—	—	—	—	—	—
滋賀	1	50	1	25	1	2
岐阜	—	—	2	35	1	2
長野	3	116	2	33	3	28
宮城	—	—	1	55	10	57
福島	—	—	—	—	—	—
岩手	1	1	—	—	—	—
青森	—	—	1	21	3	70
山形	1	14	—	—	5	36
秋田	—	—	1	5	3	24
福井	1	53	1	13	1	2
石川	—	—	—	—	2	46
富山	1	5	1	1	—	—
鳥取	—	—	3	34	3	3
島根	—	—	1	20	—	—
岡山	4	55	2	40	2	21
廣島	2	71	4	130	7	109
山口	3	119	5	52	14	83
和歌山	1	39	3	16	6	34
徳島	2	26	2	12	6	24
香川	2	31	2	13	4	28
愛媛	1	11	2	23	6	61
高知	—	—	1	31	3	(不定)
福岡	8	277	9	211	16	82
大分	—	—	2	62	4	20
佐賀	1	45	2	27	3	19
熊本	3	42	2	44	5	33
宮崎	—	—	3	22	4	13
鹿兒島	2	63	2	25	4	(不定)
沖繩	—	—	1	32	—	—
合計	83	3,892	107	2,123	282	2,374

コ、ニ附言シタイコトハ結核療養施設即チ結核病床ノ増加及健康相談所ノ問題デアル。結核豫防事業ノ徹底ヲ期スルタメニハ結核病床ノ増加ヲ圖ルコトガ必須不可缺ノ事項デアル。我が國ニ於ケル結核病床ハ前述ノ如ク約1萬デアル。コレハ結核ニ因ル死亡實數約12萬ノ約12分ノ1デアル 何タル悲慘事デアラウカ。コレヲ國

際聯盟衛生年報ニ依ル各國ノ結核病床數ヲ見ルトキハ寒心ニ堪ヘザルモノガアルノデアル。

各國結核病床數調(國際聯盟衛生年報ニ依ル)

國名	年次	結核病床數	結核死亡百ニ對スル結核病床數
丁 抹	1929	3,578	137.88
北米合衆國	„	78,696	112.28
獨 乙	„	49,552	89.01
白 耳 義	1928	2,520	34.16
英蘭及ウエルス	1929	24,578	64.70
スコットランド	„	3,452	75.37
瑞 西	1930	7,209	142.54
伊 太 利	1927	22,988	41.66
諾 威	1928	4,611	105.11
佛 蘭 西	„	49,552	73.22
チエッコスロバキア	1929	929	34.91
日 本	1930	8,981	7.51

コノ統計ニ依ツテ見ルト、丁抹、北米合衆國、瑞西及諾威ニ於テハ結核ノ死亡實數以上ニ結核病床在在シ、獨乙、英蘭及ウエルス、スコットランド及佛蘭西ハ何レモ結核死亡實數ノ半數以上ノ結核病床ヲ有スルノデアル。コレニ比シ我が國ノ結核病床數ハ結核死亡實數ニ比シテ餘リ少ナイ。結核豫防上必要ナル結核病床數ハ少クトモ結核死亡實數ト同數以上デアルト謂ハレテキル。若シ然リトスレバ我が國ニ於テモ結核病床ヲ約12萬ニ増加セテバナラヌ。兎ニ角、結核病床ノ増加ヲ圖ルコトハ、我が國結核豫防事業トシテ先ヅ行ハテバナラヌ緊要ナコトガラデア

ル。結核病床ノ増加ヲハカルニハ色々ナ方法ガアル。例ヘバ主務大臣ガ設置命令ヲ頻發シテ命令結核療養所ノ増設ヲ圖ルガ如キ、助成結核療養所ノ數ヲ増スガ如キ、傳染病院又ハ隔離病舎等ノ空床ヲ利用スル如キ、代用結核療養所ノ制度ヲ創始スルガ如キハ公的病床ノ増加ヲ圖ル有效ナル方法デアル。コレヲハ何レモ結核豫防法ヲ適當ニ改ムルコトニ依ツテ其ノ目的ヲ達成スルコトヲ得ルモノデア

養所ノ出現ヲ見、官公私診療所中ニ結核病床ヲ増加スルガ如キモ結核病床増加ノ方法デアル。健康相談所ハ結核豫防事業ニ於ケル前線の活動ヲ爲スモノデアル。結核豫防ニ於テハ結核患者ヲ發見スルコトガ第一義デアル。結核患者ハ前述ノ如ク、醫師ノ届出、地方長官ノ施行スル健康診断ニ依ツテ又患者ノ任意申出等ニ依ツテコレヲ發見シ得ルモノデアルケレドモ、コレヲ以テ萬全トスベキデハナイ。結核患者早期發見ノタメ獨特ノ機關ヲ必要トスルノデアル。コノ機關ガ即チ健康相談所デアル。結核相談所ハ其ノ特別ナ使命上、各地ニ適當ニ分布スルコトヲ必要トスルノデアル。道府縣ニ

於テ必ズ其ノ出現ヲ見ナケレバナラヌ。道府縣内ニ於テモ道府縣廳所在地ノ健康相談所ヲ初メトシ、結核豫防ノ各要所々々ニ適宜分設セラルベキデアル。カクテ、中央ノ結核豫防參謀本部、地方ノ結核豫防參謀部及各健康相談所ヲ連絡シテ完全ナル結核豫防網ヲ張り、コノ網ニ掛レル患者ハ凡テコレヲ結核病床ニ隔離シテ以テ結核豫防ノ徹底ヲ期スベキデアル。結核豫防法ノ改正ニ際シテハコノ結核豫防網ノ擴充ヲ圖ルコトモ實現セラレチバナラヌ重要ナル問題デアル。尙參考ノタメ現在スル健康相談所ヲ擧グレバ次ノ如クデアル。

日本放送協會納付金ニ依ル健康相談施設調(昭和8年11月末日現在)
内務省衛生局

廳府縣	相 談 所				醫 師						看 護 婦				
	甲種	乙種	※其他	開業醫	本 廳		相 談 所 巡 回				本 廳		相談所 巡 回		
					專任	兼任	專任	兼任	開業醫及 其他	專任	兼任	專任	兼任	專任	兼任
北海道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東京	6	—	—	—	1	—	14	—	—	—	—	—	23	—	—
京都	1	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	5	—	—
大阪	1	4	1	—	2	—	6	—	3	1	—	—	5	15	—
神奈川	1	—	—	—	—	—	2	1	—	—	—	—	5	—	—
兵庫	1	—	—	—	—	—	2	—	—	4	—	—	2	—	8
長崎	—	—	6	—	—	—	—	9	—	—	—	—	1	20	—
新潟	—	—	11	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—
埼玉	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—
群馬	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	3	—	—
千葉	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	2	—	—
茨城	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—
栃木	—	1	1	—	—	—	—	2	1	—	—	—	3	—	—
奈良	—	2	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—
三重	—	1	3	—	—	—	1	4	—	—	—	—	—	—	—
愛知	2	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	3	—	—
静岡	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—
山梨	—	—	1	—	—	—	—	4	1	—	—	—	2	—	—
滋賀	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—
岐阜	—	1	—	—	—	—	1	1	—	—	1	—	3	—	—
長野	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	2	—	—
宮城	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	2	—	—
福島	—	—	1	—	—	—	—	3	—	—	3	—	—	—	—
岩手	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—

レ所謂委託收容デアル。結核豫防法ハ公共團體ガ各自責任ヲ以テ結核豫防ヲ爲スベキコトヲ本旨トシテキル理想的ニ云ヘバ公共團體ガ各々結核療養所ヲ設置シ其ノ責任ニ歸スベキ結核患者ハ凡テ其ノ療養所ニ收容療養スルコトガ可望ノコトデアアルケレドモ、コノコトハ直チニ實現スルコトガ至難ノコトデアアルガ故ニ公共團體ニシテ其ノ責任ニ歸スベキ結核患者ヲ有シナガラコレヲ收容スベキ療養所ヲ有シナイ場合デアアルノデアアル。コノ場合ニ於テハ結核療養所ヲ有スル公共團體ニ其ノ結核患者ヲ委託シテ收容療養スルコトガ結核豫防上必要ナコトデアアル。サレバ、結核豫防法ハ結核患者ノ委託制度ヲ認メテキルノデアアル。

「收容スベキ委託患者ノ數ハ結核療養所ノ豫定收容人員ノ十分ノ一以内トス」ルヲ原則トスルノデアアルガ例外的ニ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限「デナイノデアアル(同法施行令第十一條第一項)。尙委託、患者ノ收容料ニツキテハ費用負擔ノ項ニ讓ル。

「收容シタル委託患者死亡シタルトキハ受託公共團體ハ其ノ旨ヲ委託公共團體ニ通知」セテバナラズ、コノ「通知ヲ受ケタル公共團體ハ死亡者ノ相續人、扶養義務者又ハ家族ヲシテ直ニ其ノ死體ヲ引取ラシ」テバナラヌ(同法施行令第十二條第一項、第二項)。又「死體ヲ引取ルベキモノ引取ヲ爲サザルトキ又ハ死體ノ引取人ナキトキハ委託公共團體ニ於テ其ノ死體ヲ引取ラテバナラヌシ(同法施行令第十二條第三項)、此ノ場合ニ於ケル費用ハ其ノ公共團體ノ負擔トス」ルノデアアル(同法施行令第十二條第三項)。

(ハ)許諾收容。コレハ結核療養所ノ設置者タル公共團體ノ管理者ガ許諾シテ爲ス收容デアアル。公共團體ハ其ノ責任ニ歸スベキ結核患者殊ニ療養ノ途ナキ患者ヲ收容療養セテバナラヌ。コノ外、療養ノ途アル患者ト雖モ申出ニ依リ收容スルコトデアアルノデアアル。コノ種ノ患者收容ガ即チ許諾收容デアアル。命令結核療養所ニ於ケル許諾收容ニ於テハ公共團體ガ其ノ責任ニ於テ收容

セテバナラヌ結核患者ヲ收容スベキコトヲ以テ原則トスルコトガ助成結核療養所其ノ他ノ結核患者收容施設ニ於ケル夫レト甚ダシク其ノ趣ヲ異ニスルコロデアアル。

以上三種ノ收容ノ患者數ノ割合ハ大體次ノ如ク其ノ標準ヲ定メラレテキル。大正9年5月衛發第307號、昭和3年4月衛發第13號各衛生局長通牒)。

1、收容定員ノ10分ノ3ハ結核豫防法第7條ニ依リ地方長官ニ於テ入所ヲ命ゼラレタル患者(強制收容)

1、收容定員ノ十分ノ一ハ結核豫防法第十條ニ依リ他ノ公共團體ヨリ委託セラレタル患者(委託收容)

1、收容定員ノ10令6ハ療養所管理者ニ於テ入所ヲ許諾シタル患者(許諾收容)

(2)助成結核療養所ニ於ケル患者收容。助成結核療養所ニ於ケル患者ノ收容ハ委託收容ト許諾收容トノ二種デアアルガ公益法人ノ設置スル助成結核療養所ニハ委託收容ハナイノデアアル。

委託收容ハ命令結核療養所ニ於ケル夫レト同ジデアアル(同法第十條、同法施行令第十一條、第十二條)。許諾收容ハ助成結核療養所ヲ設置スル公共團體又ハ公益法人ニ於テ許諾シテ收容スルモノデ其ノ許諾ヲ受ケタ者ハ何人モ收容サレルモノデアアルカラ療養ノ途アルモノモ療養ノ途ナキモノモ收容サレ得ルノデアアル。

(3)其ノ他ノ結核療養施設ニ於ケル患者收容。結核豫防法ニ準據シナイ官公私立ノ結核療養所及結核病床ニ於ケル結核患者ノ收容ハ許諾收容ノミデアアル。コレラハ其ノ設置ノ目的ニ依ツテ或ハ無料、輕費、實費ナルベク或ハ又一般患者同様ノ有料ナルベク或ハ寧ろ一般患者ヨリ以上ニ高額ノ報酬デ收容セラル、デアラウ。

尙結核患者ノ收容ニ付イテ其ノ收容施設ノ種類ノ何タルヲ問ハズ「病院其ノ他患者ヲ收容スル場所ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ遵守」セテバナラヌ(同法施行規則第五條)。

1、結核患者ト他ノ患者トヲ同室ニ收容セザ

ルコト

2、結核患者ヲ收容シタル病室ニハ消毒スルニ非ザレバ他ノ患者ヲ收容セザルコト

3、結核病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件ハ使用者ヲ更ムル毎ニ消毒スルコト

費用負擔

結核豫防法ハ結核豫防施設及其ノ他ノ豫防事業ノ施行ニ要スル費用ニ關シテハ公費主義ヲ原則トシ費用分擔主義ヲ特色トスル。結核患者ノ收容施設ヲ公共團體ガ設置シ入所ノ費用ヲ自ラ負擔スルガ如キ、健康診断又ハ物件廢棄ニ要スル費用、補償金及生活費補給ニ要スル費用ヲ北海道地方費又ハ府縣ニ於テ負擔スルガ如キハ、コレ公費主義ノ顯現デアリ、コレラノ出費ヲ爲ス公共團體ニ對シ國庫ガ補助ヲ爲スガ如キ、入所患者ヨリ入所費用ノ徵收ヲ爲シ得ルガ如キハ費用分擔主義ノ表現デアル。

次ニ事項別ニ費用負擔ノ關係ヲ略説シタイト思フ。

(1) 結核患者收容施設ニ於ケル費用負擔。結核患者ノ收容施設ハ前述ノ如ク三種ニ分類スルコトヲ得ルノデアル。各其ノ種類ニ分チテ述ベルコトヲ便宜トスル。

(イ) 命令結核療養所ニ於ケル費用負擔。命令結核療養所ハ主務大臣ノ命令ニ依ツテ公共團體ノ設置スルモノデアル。從ツテ設置ニ要スル費用及其ノ運営ニ要スル費用ハコレヲ設置スル公共團體ガ負擔スベキコトハ明カデアル。既チ道府縣ガ設置スルトキハ道府縣ガ、市町村ガ設置スルトキハ市町村ガ其ノ經費負擔ノ主體トナルノデアル。シカシ、費用分擔主義ニ依リ「國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第六條ノ規定ニ依リ結核療養所ヲ設置スル公共團體ニ對シ其ノ結核療養所ニ關シ公共團體ノ支出スル經費ノ6分ノ1乃至2分ノ1ヲ補助ス」ルコトニナツテキル(同法第八條)。命令結核療養所ヲ設置スル公共團體ハ自ラコレニ要スル經費ノ主體トナルノデアルケレドモ其ノ經費ノ6分ノ1ヨリ2分ノ1ニ至ル範圍内ニ於テ國庫補助ヲ受ケルノデアルカラ實際ニ自ラ負擔スルトコロハ少ナクテ濟ムノデ

アル。尙國庫補助ノ區分ハ勅令(同法施行令第八條)ガ次ノ如ク規定シテキル。

結核豫防法施行令第八條 結核豫防法第八條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ左ノ區分ニ依ル

1、結核療養所ノ創設費及擴張費並ニ之ニ伴フ初次度調辨費ハ支出額ノ2分ノ1

2、其ノ他ノ諸費ハ支出額ノ4分ノ1

コ、ニ「支出額トハ事業ニ伴フ收入、國庫以外ノ補助金又ハ寄附金ノ額ヲ控除シタル支出精算額ヲ謂フ」ノデアルガ「公共團體ヨリ受ケタル委託患者收容料ノ額ハ之ヲ控除セ」ナイノデアル(同法施行令第十條第一項)。

(ロ) 助成結核療養所ニ於ケル費用負擔。助成結核療養所ニ要スル費用ハコレヲ設置スル公共團體又ハ公益法人ガコレヲ負擔スベキハ自明ノコトデアル。シカシ國庫ハコレニ對シ一定ノ補助ヲ爲スコトニナツテキル。即チ「國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第六條ノ規定ニ依ラズシテ結核療養所ヲ設置スル公共團體又ハ公益法人ニ對シ其ノ結核療養所ニ關シ公共團體又ハ公益法人ノ支出スル經費ノ2分ノ1以内ヲ補助スルコトヲ得」ルノデアル(結核豫防法第九條)。而シテ勅令ノ定ムル補助ノ割合ハ次ノ如クデアル。

結核豫防法施行令第九條 結核豫防法第九條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ左ノ區分ニ依ル

1、結核療養所ノ創設費及擴張費並ニ之ニ伴フ初度調辨費ハ支出額ノ4分ノ1乃至2分ノ1

2、其ノ他ノ諸費ハ支出額ノ8分ノ1乃至6分ノ1

コ、ニ支出額トハ事業ニ伴フ收入、國庫以外ノ補助金又ハ寄附金ノ額ヲ控除シタル支出精算額ヲ謂フノデアルガ、他ノ公共團體ヨリ受ケタル委託患者收容料ノ額ハコレヲ控除シナイモノデアルコトハ命令結核療養所ニ於ケルト同様デア

ル(同法施行令第十條第一項)。又「支出精算額ノ算出ニ付テハ公益法人ノ場合ニ於テハ寄附金ノ額ヲ控除セザルコトヲ得」ルノデアツテ國庫補助ノ額ヲ多カラシメントシテキル(同法施行令第十條第二項)。

(ハ)其ノ他ノ結核療養施設ニ於ケル費用負擔。其ノ他ノ結核患者收容施設ニ於テ、コレニ要スル費用ハ其ノ設置者ガコレヲ負擔スベキモノデアルコトハ言テ要シナイトコロデアル。而シテ此ノ種ノ收容施設ニ對シテハ命令結核療養所及助成結核療養所ト異ナリ結核豫防法ニ依リ國庫補助ノ道ガ開ケテキナイノデアル。

(2)入所費用。結核患者ガ患者收容施設ヲ利用スル場合ニ要スル費用ハコレヲ收容ノ種類ニ分カテテ述ベルコトガ便宜デアル。患者ノ收容ハ患者收容施設ノ種類ノ如何ヲ問ハズ強制收容、委託收容及許諾收容ノ三種ニ分カル、コトハ前述ノトホリデアル。

(イ)強制收容ニ於ケル入所費用。強制收容ニ於ケル場合ノ「入所ノ費用ノ負擔及徴收ニ關シテハ」結核豫防法ハ自ラコレヲ定ムルコトナク其ノ方法ヲ勅令ニ委任シテキル(結核豫防法第七條第二項)。

勅令ノ定ムルトコロニ依レバ強制收容ノ場合ニ於ケル「入所ノ費用ハ結核療養所ヲ設置スル公共團體ノ負擔トス」ルコトヲ以テ原則トシテキル(同法施行令第五條)。シカシ、コレニ對シ例外トシテ結核療養所ノ管理者ハ前條ノ規定ニ拘ハラズ本人ヨリ入所ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ徴收スルコトヲ得ルノデアリ「管理者本人ヨリ徴收スルコトヲ得ズト認ムルトキハ其ノ扶養義務者ヨリ之ヲ徴收スルコトヲ得」ルノデアル(同法施行令第六條第一項)。又若シ「結核患者入所中ニ死亡シタルトキハ遺留財産ヲ以テ入所ノ費用ノ全部又ハ一部ニ充ツルコトヲ得」ルノデアル(同法施行令第七條)。

本人又ハ其ノ扶養義務者カラ入所ノ費用ヲ徴收スルトキハ「必要アルトキハ納付義務者ノ居住地又ハ財産所在地ノ地方長官又ハ市町村長ニ之

ヲ囑託スルコトヲ得ルノデアリ、「指定ノ期間内ニ納付ナキモノニ付テハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徴收スルコトヲ得」ルコトニナツテキル(同法施行令第六條第二項、第三項)。

(ロ)委託收容ニ於ケル入所費用。他ノ公共團體カラノ委託ニ依ツテ結核患者ヲ收容シタル場合ニ於テ委託ヲ受ケテ收容シタル公共團體ニ於テ其ノ入所ノ費用ヲ負擔スルコト固ヨリ結構ナコトデアルケレドモ、他ノ公共團體ノ責任ニ歸スベキ結核患者ヲ收容スルノデアルカラ、「委託患者ヲ收容シタル公共團體ハ患者ノ收容ヲ委託シタル公共團體ニ對シ委託患者收容料ヲ請求スルコトヲ得ルノハ當然ノコトデアリ(同法施行令第十一條第二項)、(委託患者收容部ノ額ハ患者ヲ收容スル公共團體ニ於テ之ヲ定ムルノニ亦尤モデアル(同法施行令第十一條第三項)。

(ハ)許諾收容ニ於ケル入所費用。許諾ニ依ル入所ノ費用ハ例外ノモノヲ除キ收容セラレタル結核患者本人又ハ其ノ患家ガコレヲ負擔スルモノデアルコトハ衆知ノ事實デアル。

(3)健康診斷施行又ハ物件廢棄ニ要スル費用。地方長官ハ前述ノ如ク強制的ニ健康診斷ヲ施行シ又ハ物件ノ廢棄ヲナスノ權能ヲ有シテキル。地方長官ガ其ノ技能ニ基キ「健康診斷ヲ施行シ又ハ物件ノ廢棄ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス」ルノデアル(結核豫防法第四條第二項)。

(4)補償金。前述ノ如ク地方長官ハ結核豫防上必要ト認ムルトキハ採光、換氣其ノ他ノ關係デ衛生上不良ナル建物ノ使用ヲ制限シ又ハ禁止スルノ權能ヲ有スルノデアルガ、結核豫防上ノ必要トハイヘ、使用ノ制限又ハ禁止ヲ受ケタ者ハ夫レニ依ツテ事實上金錢ノ損害ヲ蒙ル場合ガアルノデアル。コノ損害ニ對シテハコレヲ補償スルコトハ衡平ノ觀念上甚ダ必要デアル。コ、ニ於テ結核豫防法ハコノ損害ニ對シ補償金ヲ交付スルコトニシテキル。即チ「前項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ因リ生ジタル損害ニ對シテハ地方長官必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ

補償金ヲ交付スルノデアリ、コノ「補償金ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トスルノデアル(結核豫防法第五條第二)。

補償金ノ交付ヲ受ケルコトヲ得ル者ハ「結核豫防法第五條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ依リ損害ヲ受ケル建物ノ所有者又ハ使用者デアリ、コレヲノ者ガ補償金ノ交付ヲ受ケムトスルトキ「制限又ハ禁止アリタル日ヨリ 60 日內ニ地方長官ニ交付ヲ申請」セチバナラス(同法施行令第一條。「補償金ノ額ハ建物ノ使用ノ制限又ハ禁止ニ因リ通常生ズベキ損害ノ限度トシ地方長官ニ於テモ 3 人以上ノ評價人ノ意見ヲ徵シテ之ヲ決定スルノデアル(同法施行令第二條)。尙、補償金ノ交付ニ至ルマデニ採ラルベキ手續ハ結核豫防法施行令第三條及第四條ガ次ノ如ク規定シテキル。

結核豫防法施行令第三條 地方長官前條ノ規定ニ依リ補償金ノ額ヲ決定シタルトキハ之ヲ建物ノ所有者及使用者ニ通知シ且建物所在地ノ市町村長ヲシテ建物ノ所在地及補償金ノ額ヲ所有者及使用者ヲ除クノ外建物ニ關シ權利ヲ有スル者ニ通知セシメ且相當ノ期間公告セシムベシ但シ其ノ期間ハ 1 月ヲ下ルコトヲ得ズ。

同第四條 前條ノ規定ニ依ル公告期間ヲ經過シタルトキハ地方長官ハ速ニ補償金ヲ交付スベシ但シ公告期間內ニ建物ニ關シ權利ヲ有スル者ヨリ申請アリタルトキハ期日ヲ指定シテ其ノ交付ヲ延期スルコトヲ得

又「補償金ノ額ノ決定ニ對シ不服アル建物ノ所有者又ハ使用者ハ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ、60 日內ニ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得、以テ私權ノ保護ヲ厚フシテキル(同法施行令第十七條)。

(5) 生活費補給。前述ノ如ク地方長官ハ從業禁止及強制收容ノ權能ヲ有シテキル。コノ權能ニ基テ從業ヲ禁止セラレタルニ因リ又ハ強制的ニ入所セシメラレタルニ因リ其本人又ハ其ノ者ニ依存シテ生活シテキタ者ニシテ生活ヲ爲スコ

トヲ得ナイ者が生ジナイトモ限ラナイ。コレヲ放置スルコトハ許スベカラザルコトデアル。サレバ結核豫防法ハコレヲ生活ヲ爲スコト能ハザルニ至ツタ者ニ對シ北海道地方費又ハ府縣ヲシテ相當ノ生活費ヲ補給セシメ以テ其ノ生活ヲ保證スルコトニシテキル。即チ「北海道地方費又ハ府縣ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第四條第一項第二號ノ規定ニ依ル從業禁止又ハ第七條第一項ノ規定ニ依ル入所ニ因リ生活スルコト能ハザル者ニ對シ其ノ生活費ヲ補給スベシ」デアル(結核豫防法第十一條)。

「生活費ノ補給ヲ受クベキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限ル」ノデアル(同法施行令第十三條)。

- 1、 從業ヲ禁止セラレタル者
- 2、 從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル者ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ル者但シ養子ハ家督相續人ニ限ル
- 3、 前號ニ掲クル者ヲ除クノ外從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル時ヨリ引繼キ之ト同一ノ家ニ在ル者

「生活費ノ補給ハ生活費ノ補給ヲ受ケムトスル者ノ申請ニ依リ地方長官ニ於テ其ノ許可ヲ決ス」ルノデアリ(同法施行令第十四條、「生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ズトスルコトハ當然デアル(同法施行令第十五條)。

又「生活費補給ノ程度、方法、期間、廢止及停止ニ關スル事項ハ地方長官ニ於テ之ヲ定ム」ルヲケデアル(同法施行令第十六條)。尙「生活費補給ノ申請ヲ拒マレタル者又ハ其ノ生活費ノ補給ノ廢止若ハ停止セラレタル者ハ處分ヲ受ケタル日ヨリ 60 日內ニ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得」ルノデアル(同法施行令第十七條)。

(6) 結核療養所關係以外ノ國庫補助。國庫ハ健康診斷ノ施行又ハ物件ノ廢棄ノタメ、補償金交付ノタメ又ハ生活費補給ノタメ「支出ヲ爲ス北海道地方費又ハ府縣ニ對シ其ノ支出額ノ 4 分ノ

1ヲ補助」シ、以テ他ノ規定ト共ニ、結核豫防法ニ費用分擔主義ノ特色ヲ深カラシメテキル（結

核防法第十二條）。

官公署及官公立學校ニ關スル特別規定

地方長官ノ權能中、結核豫防法第四條第一項第三號、第四號及第五條第一項ノ規定ニ依ルモノハ其ノ對象トスルコロハ凡テ私立ノ學校、病院、建物等デアツテ、官公署、及官公立學校病院等ニ及ブモノデハナイ。何トナレバ官公署及官公立ノ學校病院等ニ於テハ「其ノ長ハ第四條第一項第三號・第四號及第五條第一項ノ規定ニ準シ結核豫防ニ關スル事項ヲ施行」セテバナラヌカ

ラデアル。結核豫防法第十三條）。即チ官公署、官公立學校病院等ニ於テハ其ノ長ガ病毒傳播ノ媒介トナルベキ事項ヲ制限シ又ハ禁止スルガ如キ、古着、古本、紙屑、飲食物等ニシテ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノ、消毒又ハ廢棄ヲ爲スガ如キ、採光、換氣其ノ他ノ關係ニ於テ衛生上不良ナル建物ノ使用ヲ制限シ又ハ禁止スルガ如キコトヲ爲サテバナラヌノデアル。

結核豫防國策ノ綱領（結ビニ代ヘテ）

近來、幾多ノ方面ニ於テ結核豫防國策樹立ノ聲ガ喧マシク聞ヘテキル。然ラバ、其ノ結核豫防國策ノ内容如何ト謂フニ、コレハ論者各々コレヲ異ニスルコロデアラウケレドモ、私ハ、新ニ樹立セラルベキ結核豫防國策ニ於テ、考究セラルベキ最モ重要ナルモノハ次ノ如キモノデアルト思惟スル。

（一）結核患者ヲ發見スルコト。結核ハ接觸又ハ泡沫ニ依ツテ傳染スルコトガアルカラ、結核患者ニシテ、少クトモ放置スルトキハ病毒傳播ノ危險アルモノハ、コレヲ健康者ト離別シ結核療養所ニ收容シテ其ノ病毒傳播ノ危險ヲ豫防スルコトガ結核豫防上、最有效ノコトデアル。コレガタメニハ結核患者ガ何處ニ居ルカ其ノ所在ヲ發見スルコトガ第一段デアル。サレバ、新ニ樹立サルベキ結核豫防策ニ於テハ結核患者ヲ發見スルコトニツキ、新ニナル方策ガ講ゼラレテバナラヌ。

然ラバ、其方策トシテ、先ヅ考ヘレルノハ、例ヘバ、結核患者ト思フ者ガ自ラ任意的ニ届出ヅルコト、地方長官ガ一般的ニ健康診斷ヲ施行シ夫レニ依ツテ發見スルコト、醫師ヲシテ其ノ診斷シタル結核患者ヲ届出デシムルコト等ハ效果的ノモノデアルト思フ。コノ後二者ハ何レモ結核豫防法中ノ立法事項デアルガ故ニ、同法ノ改正

ニ當ツテハ問題トナルデアラウ。

（二）結核患者ノ收容施設及其ノ他ノ施設ヲ擴張スルコト。結核患者ノ所在ヲ知ルコトヲ得テモ、其ノ病毒傳播ノ危險アルモノヲ收容スル施設ガ不足缺乏スル場合ニ於テハ、結核豫防事業ノ徹底ヲ期スルコト難ク又結核患者ノ發見ハ、無駄ナル徒勞ニ終ルノデアル。故ニ新ニナル結核豫防策ニ於テハ、結核患者ノ收容施設ヲ擴張スルコトハ、其ノ中核ヲナスモノデアル。

現行法制ノ下ニ於テハ、結核患者ノ收容施設トシテハ、内務大臣ガ人口五萬以上ノ市其ノ他ノ公共團體ニ命ジテ設置シムル結核療養所、國庫ノ補助ヲ受クル公共團體又ハ公益法人ノ開設スル結核療養所、其ノ他公私立ノ結核療養所及結核病室等ガアル。コノ中、前二者ハ結核豫防法ノ立法事項デアルガ、同法ノ改正ニ當ツテハ其ノ擴張ヲ來スヤウ、改メラルルデアラウシ、コレト同時ニコレヲノ結核療養所ノ不足ヲ補充スル方法トシテ代用制度ヲ立法スルコトモ考究セラル、デアラウ。

又結核患者ノ收容施設ノ擴張ノ外、結核豫防相談所、消毒施設、簡易收容施設、虛弱兒童養護所等ノ施設ヲ擴張スルコトモ結核豫防事業ノ徹底化ニハ是非必要ナコトデアルガ故ニ、來ルベキ結核豫防策ノ樹立ニハ不可缺ノモノデアル。

前述ノ物的施設ノ分布普及ヲ圖ル方法、其ノ開設經營ノ主體ヲ何人ニスベキヤ及其ノ經費ヲ何人が負擔スベキヤ等ニツキテハ、更ニ慎重ニ研究スベキデアル。

(三) 人的機關ノ擴充ヲ圖ルコト。物的施設ノ擴張ヲ圖ツテモコレヲ運用スル人的機關ノ擴充ガコレニ伴ハナイトキハ、結核豫防事業ハ充分ニ其ノ成績ヲ擧ゲルコトハ出來ナイ。實ニ、人的機關擴充ヲ圖ルコトハ新ニ樹立サルベキ結核豫防策中ノ重要ナル綱目デアル。

如何ニ人的機關ヲ擴充スベキカハ、固ヨリ國家トシテ慎重ニコレヲ研究スベキ問題デアアルケレドモ、私見ノ一端ヲ陳ブレバ、中央ニ結核豫防官吏ヲ置イテ結核豫防參謀本部ヲ構成シ、各道府縣ニ結核豫防官吏ヲ分駐セシメテ地方的中心タラシメ、各市町村ニ結核豫防委員ヲ置キ更ニ、開業ノ醫師ト連絡ヲ取りコニ全國的ノ結核豫防綱ヲ張り、一たびコノ綱ニ懸カツタ結核患者ニツイテハ、其ノ治療豫防ノ方法ヲ講ズル如ク仕組ムガ如キハ、有效ナル方策デアルト思フノデアル。コレラハ結核豫防法及其ノ他ノ關係法令ヲ適當ニ改廢新定スルコトニ依ツテ其ノ目的ハコレヲ達スルコトガ出來ルト思フノデアル。

(四) 確實豐富ナル財源ヲ發見スルコト。結核豫防事業ノ徹底ヲ期スルニハ巨額ノ經費ヲ要スルコトハ言フマデモナイ。結核療養所及其ノ他ノ物的施設ノ擴張及維持經營竝ニ人的機關ノ擴充ニ要スル費用ハ莫大ナ額ニ上ルモノト想像サレ

ルト同時ニコノ費用ヲ何人が負擔スベキカハ重大ナル問題デアアル。

結核ヲ豫防撲滅スルコトハ國家ノナスベキ事業デアアルガ故ニ、コレニ要スル費用モコレヲ凡テ國家が負擔スルコトガ理想デアアル。シカシ、結核ハ殆ンド全國的ニ蔓延シテナリ、コレヲ撲滅スルコトハ各公共團體ノ利益ニモ合スルノデアアル。コニ於テ、其ノ費用分擔ノ問題モ考ヘラレタルノデアアル。結核豫防法ニ依レバ、例ヘバ、設置命令ニ依ル市町村ノ結核療養所ニ關シテハ、結果ニ於テハ、其ノ費用ヲ國家、道府縣及市町村ガ分荷スルコトニナツテナリ、其ノ他ノ費用ニ於テモ略々同様デアアル。コノ方針ハ新タナル結核豫防策ニ於テモ變更ヲ見ナイデアラウ。サレバ、新タル結核豫防策ニ於テハ、前叙ノ如ク、巨額ノ費用ヲ要スルノデアアルガ、コレハ、道府縣モ、市町村モ共ニ負擔スルコト、ナルベキ故ニ、地方ニ於テモ適當ナル財源ノ發見ニ努ムルコトが必要デアアル。又國家ニ於テハ國庫補助トイヒ、中央及地方ニ於ケル結核豫防機關ニ要スル費用トイヒ多大ノ金額ヲ要スベキニ依リ、特ニ豐富ニシテ確實ナル財源ヲ發見スルコトガ緊要ノコトデル。然ラバ、其ノ財源如何ノ問題デアアルガ、例ヘバ、衛生稅トモイフベキ新稅ヲ創設スルコト、富籤ヲ發賣スルコト、競馬場ヲ開設スルコト、國債ヲ發行スルコト及日本放送協會ノ納付金ヲ基本ニシテ一定ノ巨資ヲ發見スルコト等々ハ、正シク、考究セラルベキ問題デアアル。